

令和3年度 保育施設利用案内

目次

阿見町の保育施設について	1~2
利用申込みができる方	2
1. 支給認定について	3~4
2. 利用の申込みについて	5
3. 申込みから利用までの流れ	6
4. 申込み時の必要書類について	7~8
5. 利用調整について	8~9
【重要】育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ	10
6. 利用開始後の確認について	11
7. 利用者負担（保育料）について	12~15
8. 利用者負担（給食費）について	15~16
9. その他の子育て支援について	16~18
10. よくある質問	18~20
11. 施設の概要	20~29
メモ	30
12. 保育時間一覧表	31~32
13. 保育施設等マップ	33~34



*** おねがい ***

この冊子には、保育所・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所などの利用手続きや必要書類、その他子育て支援の紹介が書かれています。

利用を希望される方は、よくお読みになった上で申込みを行ってください。

阿見町保健福祉部子ども家庭課
〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号
☎029-888-1111（内線708・116）

※この利用案内における「保育所」「退所」「開所」については、「保育園」「退園」「開園」も含まれます。
ご注意ください。

令和2年10月現在

保育施設について

保育施設は、保護者の就労や病気などの理由により、児童を家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童の保育を行う施設です。対象となるのは、保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所・家庭的保育事業所であり、この冊子ではこれらの施設の利用について案内します。

利用を希望される方は、よくお読みになった上で申込みを行ってください。

保育施設一覧表

大切なお子さまをお預かりする施設です。申込前の事前見学をお勧めいたします。

見学の申込は直接施設にお願いします。

各施設の概要は20頁からの「施設の概要」をご覧ください。

番号	施設区分		保育施設名	所在地	電話番号	保育定員	保育年齢(※)
1	町立保育所		中郷保育所	阿見4002-5	887-3331	150	生後8週～5歳
2			南平台保育所	南平台1-31-6	840-2081	100	生後8週～5歳
3			二区保育所	うずら野1-29-11	841-2301	115	生後8週～5歳
4	私立保育園		あゆみ保育園	阿見4958-5	888-3681	130	生後3ヶ月～5歳
5			阿見ひかり保育園	曙247-1	879-5155	120	生後8週～5歳
6			さくら保育園	荒川本郷2033-336	896-3678	160	生後8週～5歳
7			阿見きりり保育園	荒川本郷1902-1	875-8135	150	生後8週～5歳
8	認定こども園	幼保連携型	阿見認定こども園	阿見5205-2	887-7388	120	生後8週～5歳
9		幼稚園型	ふたば幼稚園	岡崎3-2-1	887-0055	30	3歳～5歳
10			阿見みどり幼稚園	鈴木25-10	887-7471	10	3歳～5歳
11	小規模保育事業所		小規模保育園虹いろキッズ	鈴木59-4	893-2273	19	生後3ヶ月～2歳
12			ニチイキッズあみ保育室	阿見3962-6	891-0855	19	生後8週～2歳
13			キッズハウスにじの森	うずら野1-34-13	845-7654	12	生後8週～2歳
14	家庭的保育事業所		まるこのおうち	廻戸272-3	090-7946-1263	3	生後6ヶ月～2歳
15			にこちゃんランド	阿見246	070-3996-1647	3	生後6ヶ月～2歳
16			ふらわあばすけっと	中央6-19-28	888-9617	3	生後6ヶ月～2歳

以下の施設の詳細は、直接施設にご確認ください。利用申込みも直接施設へお願いします。

番号	施設区分	保育施設名	所在地	電話番号	保育定員	保育年齢(※)
17	企業主導型保育事業所	花くじら保育園	荒川本郷1854-21	875-7878	10	生後6ヶ月～5歳
18	認可外託児所	託児所 チャーミー	福田2404-2	889-4321	-	0歳～5歳

※保育年齢：入所する月の属する年度で4月1日時点の年齢（R3.4月入所の場合、R3.4.1時点の年齢）

施設区分について

○町立保育所・私立保育園

0～5歳児が対象。就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。施設によっては延長保育、一時保育、病後児保育などのサービスを受けられる場合があります。

○認定こども園 幼保連携型（保育部分）

0～5歳児が対象。幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。保育所としての保育だけでなく、3歳児以上は幼稚園の教育を受けることができます。

希望される場合は必ず24頁の施設の概要をご確認の上、事前の見学をお願いします。

○認定こども園 幼稚園型（保育部分）

3～5歳児が対象。幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて幼稚園としての教育を行います。

希望される場合は必ず25頁の施設の概要をご確認の上、事前の見学をお願いします。

○小規模保育事業所

0～2歳児が対象。定員12～19名の少人数で保育を行います。一人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため、子どもの発達に応じた手厚い保育を行うことができます。

3歳児以降保育所・認定こども園（保育部分）へ移行する場合、利用調整時に優遇措置があります。

○家庭的保育事業所

0～2歳児が対象。定員5人以下の少人数で家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。保育者は、県が行う研修を修了した、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者です。

3歳児以降保育所・認定こども園（保育部分）へ移行する場合、利用調整時に優遇措置があります。

○企業主導型保育事業所

企業が主に従業員のために設置・運営する施設です。地域枠の設定があれば、従業員だけでなく地域住民の方も利用することができます。希望される場合は直接施設にお申し込みください。

利用申込みができる方（保育を必要とする事由）

保護者の両方が下記の状態であり、児童を保育する者がいない場合に限ります。

そのため「**集団生活を体験させるため**」、「**幼児教育の場として利用したい**」、「**下の子どもの保育に手がかかるため**」等の理由だけでは利用の対象となりません。

- ① 居宅外または居宅内で就労しているまたは就労する予定がある場合（※）
- ② 妊娠中である、または出産後（出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間以内）
- ③ 病気、負傷、心身に障害がある場合
- ④ 親族を長期にわたり、常時介護・看護している場合（※）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥ 求職活動をしている場合
- ⑦ 就学、技術取得をしている場合（※）（趣味の講座、通信制大学等の自宅学習は除く。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合

- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
 - ⑩ 町長が認める前各号に類する状態にある場合
- (※) ①、④、⑦について、就労等の時間が月 60 時間未満は認められません。

1 支給認定について

保育の必要性の認定

保育施設の利用をご希望の方は、子ども・子育て支援法における保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定内容は利用申込みの結果（「利用承諾（保留）通知書」）と同時にお送りする支給認定通知書でご確認ください。

1. 認定区分

認定区分	内容	利用できる施設
保育認定（1号）	満3歳以上で幼稚園等での教育を希望されている方	幼稚園、認定こども園（教育部分）
保育認定（2号）	満3歳以上で両親ともに就労しているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立）、認定こども園（保育部分）
保育認定（3号）	満3歳未満で両親ともに就労しているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立）、認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育等）

2. 保育必要量

「保育必要量」は利用できる保育時間を認定するものです。この時間を過ぎた場合は延長保育となります。また、保育料（利用者負担）も「保育標準時間」と「保育短時間」では異なります。判定の基準は、「保育を必要とする事由」（2頁参照）が「就労」（「就学」）の場合は父母どちらか短い方の就労（就学）時間により、それ以外の場合は事由によって、一律に判定しています（保育標準時間の方が保育短時間を希望される場合には、保育短時間となることもできます）。

保育必要量	保育時間 （時間帯は施設ごとに設定）	保育を必要な事由
保育標準時間	最大11時間	月120時間以上の就労または介護、妊娠・出産、疾病・障害、介護、災害復旧など
保育短時間	最大8時間	月120時間未満の就労または介護、求職活動、育児休業など

※通勤に時間がかかり保育短時間では送迎に間に合わない場合は、ご相談ください。

認定有効期間が終了する場合の手続き

(1) 保育認定（3号）から保育認定（2号）へ変更になる方

有効期間が終了する時期になりましたら、子ども家庭課にて2号認定への更新を行います。
変更申請は必要ありません。

(2) 「保育を必要とする事由」により有効期間を設定されている方

有効期間終了までに「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」（以下「支給認定変更申請書」）に所定の証明書類を添付し申請をしていただければ、再度認定を受けることができます。なお、育児休業中の方は「復職証明書」を有効期間内に取得することはできませんので、申請時点での添付は不要です。復職して2週間以内にご提出ください。

有効期間が設定される 「保育を必要とする事由」	認定有効期間を延長するために必要な書類
求職活動	「勤務（内定）証明書」など保育が必要な事由を証明するもの （有効期間終了日までに提出）
妊娠・出産	「勤務（内定）証明書」など保育が必要な事由を証明するもの ※育児休業を取得する場合は、育児休業期間の記載された「勤務（内定）証明書」
育児休業	「復職証明書」（復職して2週間以内に提出）

その他、保育ができないと認められる期間に期限がある場合は、認定有効期間を延長するために書類提出を求められることがあります。

認定区分などの変更が必要な場合

次のような時は認定区分などの変更が必要になります。「支給認定変更申請書」に「必要書類」を添えて子ども家庭課までご提出ください。

- ① 仕事をやめ、求職を開始したとき（必要書類：「就労予定申立書」）
- ② 就職したとき（必要書類：「就労予定申立書」）
- ③ 妊娠したとき（必要書類：「申立書」・「母子手帳（出産予定日の分かるページ）の写し」）
- ④ 育児休業を取得したとき（必要書類：「勤務（内定）証明書（育児休業期間が記載されたもの）」）
- ⑤ 勤務時間、勤務地が変わったとき（必要書類：「勤務（内定）証明書」）
- ⑥ 幼稚園や認定こども園教育部分への入園を希望し、保育認定（2、3号）から教育認定（1号）になる時 など

※区分変更前の支給認定証をお持ちの場合は返却するか破棄してください。

2 利用の申込みについて

◇阿見町内の保育施設を申込みの場合（6頁参照）

- ⇒ 阿見町役場子ども家庭課の窓口へ（毎月10日必着）。
- ※ 4月利用については、日程が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 町外に住所がある方は、お住まいの市区町村を通してお申し込みください。
なお、町内に転入の予定がある場合または町内の保育施設で保育士として勤務（予定含む）している方を除き、町内に住所がある方が優先となりますので、ご了承ください。

◇阿見町外の保育施設を申込みの場合

- ⇒ 希望の保育施設が所在する市町村に締切日、申込条件等を確認の上、阿見町役場子ども家庭課の窓口へ。
- ※ 市町村によって締切日が異なります。阿見町役場を経由して保育施設が所在する市町村に申込用紙を送付しますので、期日に余裕をもって早めに提出してください。
- ※ 転入予定がある場合等を除き、該当の市町村在住の方が優先となりますので、ご了承ください。

◇現在入所中で施設変更（転園）の申込みをする場合

- ⇒ 阿見町役場子ども家庭課の窓口へ（毎月10日必着）。
印鑑を持参の上、窓口で「支給認定変更申請書」をご記入、ご提出ください。
- ※ 4月入所以外は待機児童解消のため、新規の方（在園児でない方）の入所が優先となります。
- ※ 内定となった場合、今まで通っていた施設の籍はなくなります。新しい施設への入所を辞退しても通い続けることは出来ませんのでご注意ください。

◇入所保留中で希望施設の変更・追加、希望順の変更の申込みをする方

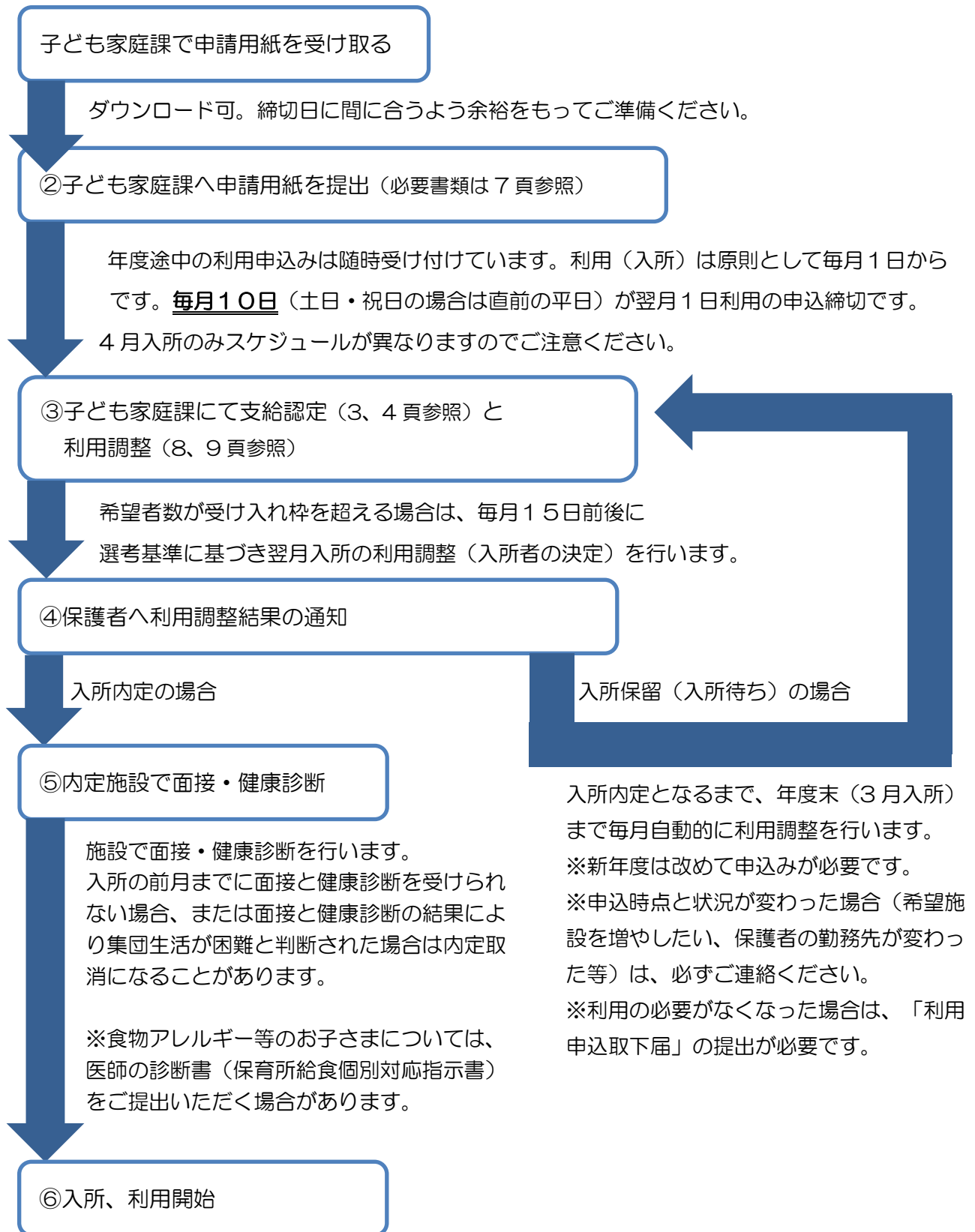
- ⇒ 窓口にお越しいただくか、お電話で新しい希望施設をご連絡ください。
毎月10日が翌月1日からの変更申込みの締切日です。

◇幼稚園等（認定こども園（教育部分）も含む）と保育施設の併願を希望する場合

- 幼稚園等と保育施設を同時に申し込む場合、幼稚園等には直接施設へ申込を行う必要があります。
入園料や手数料などが生じる場合がありますので、詳細はご希望の幼稚園等にお問合せください。
- 幼稚園等と保育施設をどちらも利用することはできません。最終的に入所する施設が決まり、もう一方の施設を希望しない場合は、申込みの取下げ等の手続きが必要になります。
- 幼稚園等に入園が決まり、保育施設が入所保留となった場合、幼稚園等に在園しながら保育施設の申込みを続けることも可能です。

☆保護者負担の公平性を保つため、利用者負担（保育料）の未納がある方は必ず支払いをしてから申込みをしてください。

3 申込みから利用までの流れ（町内保育施設の利用を希望する場合）



お子さまの集団生活への適応などを目的として、短期間は慣らし保育（通常の保育時間よりも短い時間の保育）を行います。時間等については面接の際、施設にご確認ください。

4 申込み時の必要書類について

申込み時に必要な書類は次のとおりです。

(1) 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 兼 利用申込書 (児童1人につき1部)		
(2) 家庭状況調書 (児童1人につき1部)		
(3) 健康状況表 (児童1人につき1部)		
(4) 保育ができないことわかる証明書類 (児童と同居している両親・祖父母等の書類が各自必要)		
保護者の状況	証 明 書 類	備 考
①就労中の方	勤務 (内定) 証明書	申込み時に育休取得中の場合は、 利用開始後2週間以内に復職証明書の提出が必要
②就労内定の方		内定の場合は、勤務開始後2週間以内に「就労中」に○をつけた勤務 (内定) 証明書の提出が必要
③内職の方	内職証明書	
④農業の方	農業状況申立書	民生委員等第三者の証明が必要
⑤自営業の方	自営状況申立書	民生委員等第三者の証明が必要
⑥ご病気の方	申立書及び診断書	
⑦障害のある方	申立書及び手帳・証書等、診断書	
⑧ご出産の前後	申立書及び母子手帳等	分娩予定日がわかるページの写し
⑨疾病者等の介護	申立書及び診断書 (介護者用)	
⑩学生の方	在学証明書及びカリキュラム	在学年、卒業年のわかるもの
⑪拘禁中の方	拘禁を証明する書類	
⑫求職中の方	就労予定申立書	利用開始後、3ヶ月以内に勤務 (内定) 証明書の提出が必要
(5) 令和2年1月2日以降に町内に転入した方のみ必要なもの		
<p>※令和2年1月1日時点でお住まいだった市町村発行の課税証明書 (保育料算定に必要な、父母の市町村民税の所得割額が記載されているもの)</p>		
(6) 町外へ転出の方で町外保育施設を希望される方のみ必要なもの		
<p>転出先住居の「売買契約書」・「賃貸借契約書」などの写し ※実家の祖父母との同居等、転居先で既に他の方がお住まいで同居予定の場合は不要</p>		
(7) 町外保育施設に申し込む方のみ必要なもの		
<p>広域利用に関する理由書 (できるだけ詳細に記入してください。)</p>		
(8) 在宅障害者と同居されている方のみ必要なもの		
<p>在宅障害者の手帳の写し</p>		
(9) 離婚調停中で別居されている方のみ必要なもの		
<p>調停中であることが分かるもの (裁判所発行) の写し (「事件係属証明書」など)</p>		
(10) 令和3年4月以降ご兄弟が幼稚園等に通園予定の方のみ必要なもの		
<p>幼稚園等在園 (予定) 証明書 (認定こども園は不要) ※入園が決定後、発行され次第提出</p>		

注意事項

- 1 65歳未満の同居の祖父母等がいる場合は、その方の保育ができない証明書を提出してください。
(書類提出は必須ではありませんが、提出されないと保育の必要性の優先度について不利になることがあります。) また、生計同一の同居人がいる場合は、未入籍でも同居人の方の書類一式が必要です。
- 2 調査結果に応じ、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- 3 出された書類はお返しできません。写しが必要な場合は、提出前にあらかじめコピーをお取りください。
- 4 必須書類が不足している場合、利用調整ができません。
- 5 勤務(内定)証明書や復職証明書の内容について、お勤め先に電話等で照会をする場合があります。

5 利用調整について

保護者の利用希望が保育施設の受け入れ能力を上回り、全員の利用が困難である場合に、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって利用調整を行い、入所予定者を決定します。利用調整は、申込み締め切りまでに利用申込みをされた方について行われます(※先着順ではありません)。

利用調整の流れ

- ① 父母の保育を必要とする事由やその状況に応じた「基準指数」(父母それぞれで算出)及びその他の状況(ひとり親世帯、兄弟利用等)に応じた「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から、優先順位を設定します。

☆基準指数

優先度	父母の状況 (父母それぞれで算出)	一か月あたりの就労(就学)時間 (疾病・障害の場合は、その程度)
高い ↑ ↓ 低い	就労中、在学中、 看護・介護、疾病、障害、 不在(離婚、未婚等)	長い(重度) ↑↓ 短い(軽度)
	妊娠・出産	
	求職活動中	

☆調整指数

世帯の状況等により基準指数に加点や減点が加わる場合があります。

加点になる例

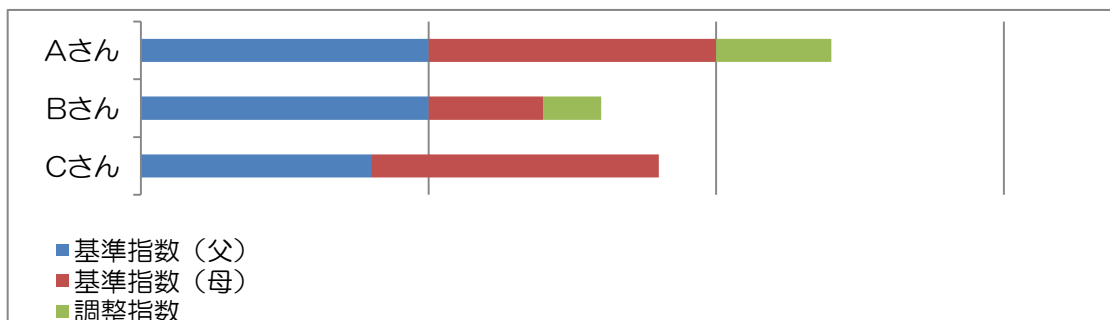
- 育児休業明けに入所を希望する
- 兄弟姉妹がすでに入所している（申込児童が入所する前に卒園する場合を除く）
- ひとり親で同居親族がいない、または同居親族がいるが保育にあたれない

減点になる例

- 保護者が児童本人または兄弟姉妹の保育料を一定期間滞納している
- 同居または町内・隣接市町村在住の祖父母（65歳未満）が保育にあたることのできる

- ② 指数の高い児童から、希望する保育施設における年齢ごとの空き状況をもとに、利用を内定します。希望する施設の年齢枠に空きが無い場合は、第2希望→第3希望→第4希望→第5希望と同様に確認します。希望する施設の年齢に空きが無い場合は、“利用保留”（入所待ち）となります。
- ③ 申込者全員の利用調整を行い、結果通知書をお送りします。

〈イメージ〉



この場合、①より1位Aさん、2位Cさん、3位Bさんとなります。

Aさん、Bさん、Cさんとも同じ施設を希望し、その施設に空きが1人分しかないときは、Aさんのみ内定となります。空きがD園しかなく、申込用紙の希望施設欄にD園を記入しているのがBさんのみのとき、Bさんが内定となります。



【重要】育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ

1. 申込みから利用開始にあたって

利用開始月内の職場復帰を前提に、申込みすることができます。

育児休業終了日が月の末日の場合は翌月1日利用の申込みになります。

利用開始月内に復帰ができない場合は、その月内に退所となります。

例1：育児休業終了日が6月17日（6月18日復帰） → 6月1日利用から申込み可

例2：育児休業終了日が6月30日（7月1日復帰） → 7月1日利用から申込み可

児童が利用でき次第、育児休業期間を繰り上げて復帰する場合

申込時にあらかじめ「家庭状況調書」および「保育施設利用申込に関する確認票及び同意書」の「児童が保育施設を利用できたら、利用開始月内に復帰」欄にチェックのうえ、休業期間や延長の可否等の記載された「勤務（内定）証明書」をご提出願います。

職場復帰しましたら、復帰日から2週間以内に「復職証明書」を子ども家庭課までご提出願います。

育児休業期間の延長を前提に申込みをされる（入所を希望しない）場合

「保育施設利用申込に関する確認票及び同意書」の「育児休業の延長を希望するため、保育施設への入所を希望しない」欄に○をつけてください。この場合、利用調整の対象外となり、申込を取り下げるまで「利用保留通知書（希望の保育施設に空きがなかったことを証明する書類）」を年度末の3月入所まで毎月送付します。○がない場合、第1～第5希望施設のいずれかに入所が決まると入所を辞退しても「利用保留通知書」を発行することは出来ません。

利用保留通知書を毎月受け取る必要がない場合は、「利用申込取下げ届」を提出してください。取下げ届の提出以降、利用保留通知書の送付はいたしません。

次回以降の利用調整を希望される場合は、必ず希望の入所月の受付締切前にご連絡ください。

2. 上のお子さまが利用している時に育児休業を取得する場合

次子を出産後、育児休業期間が記載されている「勤務（内定）証明書」をご提出ください。

2頁利用申込みができる方⑨のとおり、育児休業法に基づく育児休業（1年以内）を取得する場合、利用中の児童は育児休業終了月まで引き続き保育施設に通うことができます。このため、育児休業を1年以上取得する場合は、**育児休業開始時点で利用終了となります。**

ただし利用中の児童がいる間に次子の利用申込みを行い、利用保留となった場合は、次の①②のうちどちらか早い期日まで、利用中の児童の継続利用期間を延長できます。

- ① 次子が利用できるまで
- ② 当初の育児休業終了日の属する年度末まで

育児休業期間の延長・短縮の可否等について、あらかじめ職場の担当の方にご確認ください。



6 利用開始後の確認について

状況により、利用開始後に書類の追加提出が必要な場合があります。下記をご参照ください。

※【ご注意ください】

書類の提出により認定内容が変更となる場合には、提出日の翌月からの変更となります。
(1日に提出があった場合には、当月からの変更となります)

1. 求職中の方は

保護者が求職中を理由に保育施設を利用できる期間は**3ヶ月以内**です。勤務開始後、「勤務（内定）証明書」を提出していただくと、認定された有効期間も延長されます。

2. 勤務内定の方は

保護者が勤務内定で保育施設を利用できる期間は**1ヶ月以内**です。勤務開始後、「就労中」に○をつけた「勤務（内定）証明書」を子ども家庭課に提出してください。提出がない場合、上記1の求職中の方と同様の扱いとなります。

3. 出産の方は

出産を理由に保育施設を利用できる期間は、**出産月とその前後2か月の計5か月以内**です。期間満了後も引き続き保育施設に通う必要がある場合は、保育ができない状況を証明する書類（8頁参照）を期間満了前に提出してください。

利用開始後次子を妊娠された方は、出産予定日がわかり次第、「支給認定変更申請書」に「申立書」と「母子手帳（分娩予定日がわかる部分）の写し」を添えて提出してください。

4. 育児休業中の方・取得予定の方は

育児休業中に継続利用できる期間は**1年間**です。それ以上取得される場合は、**1年経過後利用終了**となります。詳しくは10頁の【育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ】をご覧ください。

5. 家庭状況等に変更があった方は

勤務・課税状況、住所や家族構成の変更など家庭状況に変更があった場合は、速やかに「子どものための教育・保育給付支給認定変更届出書」と必要な証明書類を提出してください。

★家庭状況の確認について（継続利用希望の場合）

利用開始後も、家庭で保育ができない状態が続いていることが保育施設利用要件となります。このため、年1回（10月）、家庭で保育ができない状況などを確認させていただきます。必要書類（概ね「4 申込み時の必要書類について」と同じです）は利用している保育施設から配布されます。継続利用を希望される場合は、各施設の指定する期限までにご提出くださいますよう、お願いいたします。

7 利用者負担額（保育料）について

町立保育所、私立保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所について、保育料は同じ基準で算定します。

1. 利用者負担額の決定について

幼児教育・保育の無償化の開始により、下記に該当する児童の保育料は無償となります。

- ・ 1号認定の方
- ・ 3歳以上クラスの方
- ・ 3歳未満クラスの方で、保護者及び同一世帯員が市区町村民税非課税者の方

※クラスは当該年度の4月1日時点の年齢です。

上記以外の利用者負担額は、保護者（両親）の住民税のうち市区町村民税の所得割（※下記参照。以下同じ）により、階層区分に分けて決定します。家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割も含めます。

令和3年度の利用者負担額は、4月分～8月分については令和2年度（平成31・令和元年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定、9月分～翌年3月分については令和3年度（令和2年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定されます。

令和3年度の利用者負担額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度（平成31年・令和元年分） の課税状況で算定					令和3年度（令和2年分）の課税状況で算定						

利用者負担額は当該1日に在籍している児童に対して算定いたします。病気等で1日も出席しない場合であっても全額支払う必要があります。

（※）【重要】利用者負担額の算定に使用する市区町村民税所得割額について

住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。お支払いの市区町村民税所得割額と異なる場合があります。

2. 支払納入方法について（町立・私立保育所のみ）

認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所については施設に利用者負担額（保育料）を支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

利用者負担の支払い期限は毎月月末です。（月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日）
口座振替によるお支払いをお願いしております。手続きの方法は、次のとおりです。

- (1) 「口座振替依頼書」に記入押印のうえ、口座振替を希望する金融機関へ直接提出してください。
- (2) 口座振替による支払いとなるまでは、毎月15日頃に送付される納付書により、コンビニ・指定金融機関・役場またはスマートフォンの電子決済アプリでお支払いください。

※お申し込みから口座振替開始までは日数がかかる場合があります。口座振替にかかる事務手数料は町が負担をします。

☆ 口座振替取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・水郷つくば農業協同組合・三菱UFJ銀行
三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・労働金庫・東日本銀行・ゆうちょ銀行

☆ スマートフォン電子決済サービス

対応アプリ：Pay Pay（ペイペイ）、
LINE Pay（ラインペイ）、Pay B（ペイビー）

ご利用方法：ご利用になるスマホ決済アプリを起動して、
納付書に印字されているバーコードを読み
取ってください。

この部分をカメラで読み取ってください。



※納付にかかる手数料は無料ですが、利用時にかかる通信料は利用者負担となります。

※納付期限を過ぎた納付書は使用できません。

※スマホアプリ払いでは領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、スマホアプリ収納
サービスを利用せずに、コンビニ・金融機関・役場等でお支払いください。

※アプリの使い方は、各アプリのホームページをご覧ください。



3. 利用者負担の滞納について

利用者負担は保育施設運営の財源になるものです。保育施設を利用した時点で支払義務が生じます。必ず期限内にご納付ください。

利用者負担を滞納した場合…

- ◇ 児童本人の施設変更（転所）または一旦退所して再入所する時、児童の兄弟姉妹の入所申込のとき、利用調整で大幅に減点となり不利になる場合があります。
- ◇ 財産（不動産、預金、給与など）差押等滞納処分の対象となります。
- ◇ 職員が電話等による催告および自宅等への訪問徴収を行うことがあります。
- ◇ 児童手当から滞納額を充当する場合があります。

【令和3年度 利用者負担額（保育料）基準額表】（2号・3号認定）

○保育標準時間（月120時間以上）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満クラス	3歳以上クラス	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
2	市区町村民税非課税世帯	0円		
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円未満		15,600円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
4	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円以上 77,101円未満		24,000円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
		77,101円以上 97,000円未満		24,000円
		97,000円以上 169,000円未満		35,600円
		169,000円以上 301,000円未満	48,800円	
7	301,000円以上 397,000円未満	63,500円		
8	第1階層から第7階層のいずれにも該当しない世帯	63,500円		

○保育短時間（月120時間未満）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満クラス	3歳以上クラス	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
2	市区町村民税非課税世帯	0円		
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円未満		15,400円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
4	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600円以上 77,101円未満		23,600円
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯		7,200円
		77,101円以上 97,000円未満		23,600円
		97,000円以上 169,000円未満		35,100円
		169,000円以上 301,000円未満	48,000円	
7	301,000円以上 397,000円未満	62,500円		
8	第1階層から第7階層のいずれにも該当しない世帯	62,500円		

☆ この表に定める年齢区分は、当該年度の4月1日時点の年齢です。

【例】6月で3歳になるお子さま → 2歳児クラス → 「3歳未満クラス」の負担額が適用されます。

☆ **3歳未満クラス**の利用者負担額は、保護者（両親）の市区町村民税所得割額の合計によって決定します。

※ひとり親家庭、両親に離婚の予定がある場合は、**19頁Q9**をご参照願います。

☆ この表に定める市区町村民税所得割額は**住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額**になります。

○多子軽減について

利用者負担額の多子軽減については、同一世帯から保育施設の他、幼稚園等を利用している場合でも、算定対象人数に含めます。ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯は多子軽減の基準が異なっておりますので、ご注意ください。

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第3階層、第4階層の一部 市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料
第4階層の一部、第5階層以上 市区町村民税所得割額 57,700 円以上の世帯	未就学児まで	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料

【ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯】

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第3階層、第4階層の一部 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第1子：全額負担 第2子以降：無料
第4階層の一部、第5階層以上 市区町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯	未就学児まで	第1子：全額負担 第2子：半額負担 第3子以降：無料

（※）生計を一にするとは、必ずしも同居を要件としていません。別居している子どもで仕送り等により生計を一にしている場合などは対象となりますので、お申し出ください。

8 利用者負担（給食費）について

1. 副食費の免除について

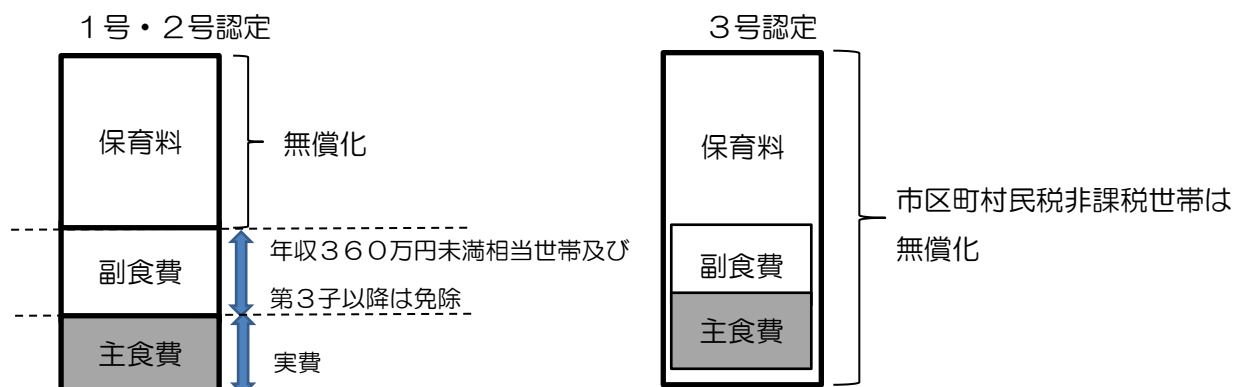
◇1号・2号認定の方

給食費は、保育料とは別にご負担いただきます。給食費は主食費（ごはん・麺・パンなど）と、副食費（主食費を除くおかず、牛乳、おやつなど）に分けられており、副食費については、年収360万円未満相当世帯の方と、所得階層にかかわらず第3子以降の方は免除となります。（**子どもの数え方**は、1号認定の方は小学校3年生まで、2号認定の方は小学校就学前までの数です。）

主食費、副食費の金額は、各保育施設によって異なります。（町立保育所の場合、主食費が500円、副食費が4,500円です。）

◇3号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料と別途でご負担いただく必要はありません。



2. 支払納入方法について（町立保育所の給食費のみ）

◇1号・2号認定の方

私立保育所・認定こども園の給食費については直接施設に支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

副食費の支払い期限および手続きの方法は、12頁の「2. 支払納入方法について」と同様です。

◇3号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料とは別にご負担いただく必要はありません

9 その他の子育て支援について

1. 一時保育事業

保護者の急病や断続的勤務、または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより、一時的に保育が困難となる場合、保育施設で一時的に保育するサービスです。

※希望先の保育施設の行事等により、受け入れできない場合がありますのでご了承ください。

◇実施場所 町立保育所・私立保育園・**家庭的保育事業所**

◇対 象 町立保育所（3か所）：本町に居住する満1歳以上から就学前までの児童
あゆみ保育園・さくら保育園：満1歳以上から就学前までの児童
阿見きらり保育園：生後7ヶ月以上から就学前までの児童
ふらわあばすけっと：満1歳以上から3歳まで
（3歳を迎える年度の3月31日まで）の児童

※ 施設により別途利用要件を定めているところもあります。

◇問合せ先 各保育所（連絡先は1頁をご覧ください）

※町立保育所は利用希望日の1ヶ月前から予約可

※土曜日の一時保育については中郷保育所で実施します。

土曜日の一時保育をご希望の場合は、中郷保育所へ直接お問い合わせください。

一時保育事業実施施設（連絡先は1頁をご覧ください）

施設名	利用時間	利用者負担額
町立保育所	平日 7時15分～18時45分 土曜 7時15分～12時30分 ※土曜は中郷保育所のみ	【町内在住の満1歳～】 平日 1,750円、給食費250円/日 土曜 1,750円（弁当・おやつ持参）
あゆみ保育園	平日 8時30分～16時30分	【満1歳～】 2,000円/日（食事・おやつ代含む） ※本年度1歳になった児童は3,000円
さくら保育園	平日 8時30分～17時30分	【町内在住の満1歳～】 2,000円/日（食事・おやつ代含む） 【町外在住の満1歳～】 2,500円/日（食事・おやつ代含む）
阿見きらり保育園	平日 8時00分～17時00分	【生後7ヶ月～1歳】 3,000円/日（食事・おやつ代含む） 【2歳以上】 2,000円/日（食事・おやつ代含む）
家庭的保育事業所 ふらわあばすけつ と	平日 8時30分～16時30分 （半日利用の場合 8時30分～ 12時30分・12時30分～16時 30分）	【満1歳～3歳】 2,000円/日（食事・おやつ代別） 1,000円/半日（食事・おやつ代別） ※別途、午前おやつ40円・昼食180 円・午後おやつ100円

※ 町外居住者の一時保育も受け入れていますが、各園により受け入れ条件や利用者負担額が異なる場合がありますので、各園にご確認ください。

2. 病後児保育事業

病後児保育とは、病気や怪我の回復期であり、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

◇実施場所 阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園

◇対象 町内に住民登録をしている未就学児童で、利用希望年度の基準日

4月1日現在において、満1歳に到達している児童及び概ね小学校3年生までの就学児童。※阿見きらり保育園について、小学校就学児童の受け入れは未実施。

阿見ひかり保育園、さくら保育園、阿見きらり保育園に在籍している児童で利用希望年度の基準日4月1日現在において、満1歳に到達している児童。

◇利用者負担額 児童1人 2,000円/日（阿見ひかり保育園・阿見きらり保育園は、在園児無料）

◇定員 1日あたり5名

◇利用期間 阿見ひかり保育園 原則として、連続する7日以内

さくら保育園 原則として、連続する5日以内

阿見きらり保育園 原則として、連続する4日以内

◇注意点

- 病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください。
- 利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります。
- 病院を受診される前に、実施保育所にご確認ください。

3. ファミリー・サポート・センター事業

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。事業の運営は、阿見町社会福祉協議会がおこなっています。

◇サービスの内容

1. 保育施設の保育の前後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 学校の放課後の子どもの預かり
4. 軽度の病気で学校、保育施設に通えない子どもの世話
5. 親等が病気、通院の際の子どもの預かり
6. 親が外出の際の子どもの預かり
7. 産前、産後の家事援助、乳幼児の世話
8. その他、会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

◇問い合わせ先

(社) 阿見町社会福祉協議会

〒300-0331 阿見町阿見4671-1 さわやかセンター内

TEL : 029-887-8124

FAX : 029-887-0092

4. 地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対して、子育ての相談、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育サービス情報の提供などの支援を行います。

◇実施場所・問い合わせ先

阿見町地域子育て支援センター 阿見町阿見 4002-19 中郷保育所敷地内 ☎ 029-891-2772 電話・来所相談 月～金 9時00分～16時00分 訪問相談 随時実施	あゆみ保育園地域子育て支援センター (びよんびよんくらぶ) 阿見町阿見 4958-5 あゆみ保育園内 ☎ 029-888-3681 電話・来所相談 月～金 10時00分～15時00分
---	--

10 よくある質問

【施設について】

Q1：私立保育園は町立保育所と何が違いますか？

A1：利用者負担額は同じですが、開所時間などの保育サービス内容や利用者負担額以外の経費が多少異なります。運営母体や保育方針も異なりますので、見学をした上で申込みをしてください。

Q2：認定こども園と保育所は何が違いますか？

A2：認定こども園は保育所と幼稚園が複合化した施設です。保育所としての保育だけでなく、幼稚園としての教育を受けることもできます。幼保連携型認定こども園は保育所と同様に0～5歳児まで受け入れを行います。幼稚園型認定こども園は原則2号認定(満3歳以上)からの受け入れになります。また、幼稚園型認定こども園は教育部分(幼稚園部分)の受け入れ人数が多い場合、保育部分(保育所部分)の受け入れを実施しないこともあります。

Q3：2歳まで家庭的保育事業所や小規模保育事業所を利用した場合、3歳以降はどうなりますか？

A3：他の保育施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要になります。10月頃に利用中の施設を通して申込書を配布します。また、利用調整時に優遇措置などがあります。ただし、幼稚園や認定こども園(教育部分)を希望する場合は直接施設にお申し込みください。

【利用申込みについて】

Q4：申込みは、早い方が有利ですか？

A4：先着順ではありません。同じ月に利用希望の方については、締切りまでに申込みをされた方全員が同時に審査されます。詳しくは8頁の5をご覧ください。

Q5：利用できなかった場合は、再度申込みをしないといけませんか？

A5：申込書は年度内の3月利用分まで有効です。詳しくは6頁をご覧ください。

Q6：申込みをした後に、希望保育施設の変更はできますか？

A6：変更をご希望の場合は「支給認定変更申請書」をご記入のうえ、阿見町子ども家庭課に提出願います。変更の可否は施設の空き状況によりますが、変更ができるまで長期間お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。なお、町内の保育施設から町外の保育施設に変更したい場合は、別途申込みが必要になりますので、子ども家庭課までご連絡ください。

Q7：現在、子どもが幼稚園に通園しています。夏休みの期間だけ保育施設を利用できますか？

A7：幼稚園に在園しながら、保育施設を利用することはできません。ただし、一時保育サービスはご利用可能です。

Q8：現在、町内の保育施設を利用していますが、他市町村に転出することになりました。この場合、どのように手続きをしたらいいですか？

A8：転出が確実であり、退所日が決まっていれば、まず、阿見町子ども家庭課に「退所届」を提出します。その後は、状況に応じて以下ようになります。

①転出後も引き続き、阿見町の保育施設の利用を希望する場合

転出先の市町村で「阿見町の保育施設に継続利用を希望」という旨を伝え、利用手続きをしてください。転出後も引き続き保育施設利用要件を満たしている場合は、その年度内（3月末日まで）は阿見町の保育施設を継続して利用することができます。

②転出先市町村の保育施設を利用希望する場合

新規利用の扱いになりますので、転出先市町村の保育施設に空きがないと利用できません。事前に転出先市町村の保育施設の状況をよくご確認ください。転出が確実であれば、転出前に申込みをすることもできます。その際は阿見町子ども家庭課を通して手続きを行います。

【利用者負担額について】

Q9：離婚した場合、利用者負担額は安くなりますか？

A9：例えば母子家庭になり、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。その結果、基準額より軽減される場合があります（※離婚の翌月から）。同居者がおり、母の**市区町村民税が非課税の場合**は、同居親族のうち最も税額の高い方を「生計の中心者」として算定しますので、結果、利用者負担額が高くなるケースもあります。なお、父母が離婚調停中で別居している場合、「事件係属証明書」などの写しをご提出いただければ、児童と別居している親の税額は算定に含めませんが、離婚が成立するまでは第2～4階層の母子・父子世帯軽減は適用されません。

Q10：保育料を口座振替で支払っていますが、残高不足で引き落としされなかったようです。どうすれば良いですか？

A10：お早めに子ども家庭課までご連絡ください。納付期限より15日程度経過すると督促手数料が発生しますので、ご注意願います。

Q11：利用者負担額以外にかかるものは何でしょうか？

A11：施設によっては3歳児から、制服、体操着等の別途費用がかかります。詳細は各施設に問合せください。

【支給認定について】

Q12：認定こども園の2号認定から1号認定に変更したい場合はどうすれば良いですか？

A12：園に変更が可能かご確認いただき、変更可能の回答が得られたら、「支給認定変更申請書」を子ども家庭課へご提出ください。この場合、保育ができないことを証明するものの添付は必要ありません。

Q13：「求職活動中」を事由に兄弟同時申込みをし、上の子のみ入所内定しました。下の子が入園できるまで、仕事を始めなくても在園は可能ですか？

A13：兄弟のどちらか片方だけ入所決定した場合も、もう一方の児童を親族や認可外保育施設等に預けるなどして、3ヶ月以内に月60時間以上の就労を開始していただく必要があります。就労を開始されない場合、認定期間が満了し、退園となります。

Q14：入園中に仕事をやめた場合はどうなりますか？

A14：自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、認定期間が満了し、退所となります。ただし、その後求職活動をされる場合は、3ヶ月間は求職活動中として認定できます。

1 1 施設の概要

注意事項

- ・費用は変更になることがあります。また掲載しているのは主な費用ですので、この他に費用がかかる場合もあります。詳細は直接施設にお問い合わせください。
- ・認定こども園の主な費用および保育時間は、2号・3号認定（保育部分）の内容です。1号認定（教育部分）については直接施設にお問い合わせください。
- ・開所時間、延長保育時間等については、31、32頁をご確認ください。
- ・保育施設の概要は、次頁の「ここ de サーチ」からもご確認ください。是非ご活用ください。



全国の教育・保育施設検索サイト (子ども・子育て支援情報公表システム)

ここdeサーチ

始まります



おうちに近い
施設はどこかなあ

どんな保育施設
があるのかなあ

友達は何人くらい
いるのかなあ

休日に利用できる
施設はないかなあ



月々の費用は
いくらぐらいかなあ

令和2年9月30日スタート
お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ

検索

または

WAMNET (ワムネット)

検索

WAM NET

ここdeサーチ

子ども・そだての情報は「ここdeサーチ」で!

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

